

第2章 アジアにおける家庭内暴力被害者の法的保護

～家庭内暴力関連法を中心として～

太 田 達 也
慶應義塾大学法学部

- 1 はじめに
- 2 香港・シンガポール・マレーシア～家庭内暴力関連立法～
- 3 台湾～家庭内暴力防止法～
- 4 韓国～家庭内暴力対策二法～
- 5 おわりに

1 はじめに

家庭内暴力はアジアでも深刻な社会問題となっており、家庭内暴力の防止と被害者の保護が焦眉の課題となっている。勿論、何れの国においても、家庭内暴力に対して刑事法上の対応を取ることは可能である。しかし、伝統的な刑事手続だけでは必ずしも被害者の早期保護や家庭内暴力の根本的解決を図ることができないため、近年、アジアでも家庭内暴力対策に関する特別立法を行う国が相次いでいる。但し、被害者の保護という観点から見た場合、その内容は国により様々である。香港、シンガポール、マレーシアなど旧英領植民地の国々では民事的な禁止（差止）命令制度を中心に被害者の一時保護を図っているのに対し、台湾では民事と刑事の両面からの保護を目指し、また韓国では、刑事司法制度の中に全く新しい保護手続を創設するという第三の道を模索している。本稿では、これらの特別法を中心に、アジア各国における家庭内暴力、とりわけ配偶者間暴力の被害者に対する法的保護の現状を概観することにした。

2 香港・シンガポール・マレーシア ～家庭内暴力関連立法～

香港では1986年に家庭内暴力条例¹が、またマレーシアでは1994年に家庭内暴力法²が、それぞれ制定されている。シンガポールでも、1961年に成立した家族

¹ Domestic Violence Ordinance, Cap.189, No.48 of 1986.

² Domestic Violence Act 1994, Act 521. 邦訳として、W I Eの会訳「(資料) マレーシアのドメスティック・バイオレンス法」『あるばるブックレット・女性は暴力から自由か』(1998) 18頁以下、拙訳「1994年マレーシア家庭内暴力法[邦訳]」法学研究72巻8号(1999) 109頁以下がある。但し、ムスリムの家事事件はシャリア・コートが裁判権を有していることから、同法が定める保護命令事件の管轄を巡って論争となったため、同法の施行は1996年6

法としての女性憲章³の一部改正が80年に行われ、家庭内暴力被害者の保護を目的とした保護命令に関する規定が追加されている⁴。これらの規定は現在の香港の制度に近いものであったが、被害者保護の実効性が疑問視されるようになっていたところ、隣国のマレーシアで94年に家庭内暴力法が成立したことから、制度改正の気運が高まり、96年の同法改正によって保護命令に関する規定が全面改正され、翌年から施行されている⁵。

このうち特に香港とシンガポール（旧法）の法律は、元宗主国たるイギリスが1976年に制定した家庭内暴力及び婚姻手続法⁶の影響によるところが大きく、マレーシアの家庭内暴力法を含め、いずれも民事的な禁止命令(injunction)⁷によって家庭内暴力被害者の法的保護を図るという点では共通しているものの、保護の対象となる被害者の範囲や命令違反に対する制裁など具体的な制度の内容は3国の間でもかなりの相違点が見られる。

（1）保護の対象と請求権者

香港の家庭内暴力條例では、禁止命令の請求権者は「婚姻の一当事者」(a party to a marriage)、即ち配偶者に限られ、また禁止命令による保護の対象となるのはこの請求人たる配偶者とその同居の子に限定されている（家暴條3条1項）。「婚姻」には事実上の婚姻関係が含まれる一方（同2条2項）、元配偶者、親、兄弟姉妹には請求権がないため、これらの者に対する家庭内暴力は保護の対象にならない。「子」⁸に対する児童虐待の場合は、加害者でない親（加害者の配偶者）からの請求により禁止命令を発することはできるが、子や親族などが請求することは認められていない。このように、香港の條例は、配偶者間暴力の被害者の保護を念頭に置いているため、保護の対象が極めて狭く、高齢者虐待などの家庭内暴力には対応できないという重大な制約がある。

これに対し、シンガポールの女性憲章では、旧法では、香港のように保護の対象を配偶者と子に限定していたが、新法では、これに加え、前配偶者、父母、義理の父母、兄弟姉妹のほか、裁判所が家族構成員と認める親族や無能力者にまで拡大されている（女

月1日までずれ込んでいる。

³ Women's Charter, Cap. 353. 「憲章」とあるが、女性憲章は制定法（法律）である。

⁴ Women's Charter (Amendment) Act 26 of 1980. 以下、「旧法」とする。

⁵ Women's Charter (Amendment) Act 30 of 1996. 以下、「新法」とする。この改正以前の95年に、マレーシアの家庭内暴力法に倣った家庭内暴力法案(Family Violence Bill)が議員立法として国会へ提出されているが、政府の反対により廃案となっている。しかし、同法案が新法の規定に大きな影響を与えたことが指摘されている。LEONG WAI KUM, PRINCIPLES OF FAMILY LAW IN SINGAPORE 409-410 (1997).

⁶ Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976.

⁷ injunction は差止命令と訳されることが多いが、家庭内暴力との関係では語感が悪いので、本稿では禁止命令と訳す。

⁸ 18歳未満の者をいう（同2条1項）。

憲64条)。但し、事実上の配偶者は保護の対象から除外されている⁹。請求権者も、旧法の配偶者から、前述したような家族構成員にまで拡大されている(同65条2項)。21歳未満の者や無能力者の場合は、その保護者、親族、監護責任者、或いは、大臣が指定する者にも請求権がある。但し、家庭内暴力の場合、被害者が保護命令請求を躊躇することが少なくないことから、家庭内暴力全般について、ソーシャル・ワーカーなど家族以外の者にまで請求権者を拡大すべきとの指摘がなされている¹⁰。

マレーシアの家庭内暴力法でも、シンガポール同様、保護の対象および請求権者は、広く、配偶者、元配偶者、子、無能力の成人またはその他の家族構成員とされている(家暴法2条・4条・5条)。配偶者に事実上の配偶者が含まれるのは香港と同様である。「子」とは、18歳未満の者を言い、加害者の子は勿論、加害者の配偶者や元配偶者の子も含まれる。また、成人した子も、その他の家族構成員として、保護の対象となる。さらに、加害者の父母のほか、兄弟姉妹その他の親族も、裁判所の裁量により保護の対象となり得る。

(2) 禁止命令の要件としての家庭内暴力

香港では、要件となる家庭内暴力は「妨害」(molestation)とされているため(家暴条3条1項)、身体への有形力の行使たる暴力やその脅迫に限らず、ハラスメントやストーカー行為なども含み得る¹¹。しかし、実際に、こうした妨害行為が行われたことが必要とされている。

シンガポールでも、禁止命令の要件たる家庭内暴力には、身体に対する物理的な傷害だけでなく、その恐れを抱かせることや意に反した身体の拘束・監禁、さらには苦痛を与える目的か、与えることを知った上での継続的なハラスメントまで含まれる(女憲64条)。旧法が身体的な暴力に限られていたことを考えると、新法では、規制の対象となる加害者の行為が相当拡大されたことになる。

「ハラスメント」の範囲については、被害者保護という法の趣旨から広い解釈を採るべきとの指摘¹²は当然であろう。しかし、憲章では、21歳未満の児童に対する矯正の手段としての有形力の行使(force lawfully used by way of correction)は含まれないとしている(同64条)。これには、一定限度の有形力の行使を含めた子に対する懲戒権をコモン・ローが認めてきたことが背景にあるが、青少年に対する残虐行為を犯罪として処罰の対象としている青少年法¹³が懲戒権の逸脱に対する制約になっていると言われる¹⁴。しか

⁹ 家庭内暴力法案では含まれていた。See Chan Wing Cheong, *Latest Improvement to the Women's Charter*, [1996] SJLS 553, 560.

¹⁰ *Id.* at 561.

¹¹ ATHENA NG CHEE LIU, *FAMILY LAW FOR THE HONG KONG SAR* 462 (1999).

¹² Chan Wing Cheong, *supra* note 9, at 562.

¹³ Children and Young Persons Act, Cap.38, § 4. 少年とは14歳未満の者、青年とは14歳以上16歳未満の者を言う。

し、憲章におけるこうした除外規定は、児童虐待を正当化する余地を残してしまう危険性がある。

また、96年の改正では、性行為の強制が家庭内暴力から除外されている。夫婦間の性的逸脱行為はその認定が難しいことと、譬えそうした行為があっても、夫婦が婚姻の継続を希望するのであれば、むしろ任意にカウンセリングなどを受けさせるほうが望ましいというのがその理由であるが¹⁵、これには反対意見がある¹⁶。もっとも、性行為の強制が「ハラスメント」として、憲章による保護命令の対象となる余地があることは国会審議の過程でも示唆されている¹⁷。

禁止命令には、こうした家庭内暴力が家族構成員に対しなされるか、なされるであろうことが「蓋然性の比較衡量」において認められ、且つ、保護の必要性があることが必要である（同65条1項）。このように、家庭内暴力が発生する前からの対応が可能であり、また証明の程度が「蓋然性の比較衡量」で足りるとされているため、被害者の迅速且つ適切な対応を図ることができる。

マレーシアの家庭内暴力の定義も、シンガポールの立法に影響を与えたものであるから、当然ながら互いに酷似している。しかし、性行為の強要とハラスメントの点で内容を異にしている。即ち、マレーシアの家庭内暴力法は、暴行若しくは脅迫により、性的なものと否とにかかわらず、被害者が拒否する権利を有する行動若しくは行為をするよう強要することも家庭内暴力とし（家暴法2条）、禁止命令の対象としているが、前述したようにシンガポールの家庭内暴力にこの種の行為類型は含まれていない。また、マレーシアでは、器物損壊など財産に対する侵害行為も家庭内暴力とされているが、これなどはシンガポールではハラスメント行為に該当する余地がある反面、精神的な嫌がらせなど有形力の行使を伴わないハラスメント行為はマレーシアでは保護の対象になり得ない。

（3）禁止命令の種類と請求手続

香港の禁止命令は、妨害禁止命令(non-molestation order)、退去命令(ouster order)、立入同意命令(entry order)から成る（家暴条3条1項）。裁判所は、他の救済手続の申立如何にかかわらず、被害者からの請求により、これらの命令を発することができる¹⁸。しかし、妨害禁止命令は、コモン・ロー上、加害者と同居を続け、且つ、同居を継続する意思がある請求人に対しては認められないとされているため¹⁹、加害配偶者との生活を望む被

¹⁴ LEONG WAI KUM, *supra* note 5, at 415.

¹⁵ *Id.* at 415-416.

¹⁶ Chan Wing Cheong, *supra* note 9, at 563-564.

¹⁷ LEONG WAI KUM, *supra* note 5, at 416.

¹⁸ 裁判所條例などに基づき、裁判所「固有」の権限として、禁止命令を発することもできるとされている。ATHENA NGA CHEE LIU, *supra* note 11, at 470.

¹⁹ *Id.* at 463.